

大阪市立小学校体育館空調設備整備事業

基本協定書（案）

令和7年4月

大阪市

基本協定書

大阪市立小学校体育館空調設備整備事業（以下「本事業」という。）に関して、大阪市（以下「市」という。）と【 】、【 】及び【 】との間で、以下のとおり基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（定義）

第1条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「本選定手続」とは、総合評価一般競争入札方式による本事業に係る民間事業者の選定手続をいう。
- (2) 「落札者」とは、本選定手続を経て決定された、【 】、【 】及び【 】で構成するグループをいう。
- (3) 「事業予定者」とは、本事業を遂行することを目的として、落札者によって設立される会社をいう。
- (4) 「構成員」とは、落札者を構成する法人であって、事業予定者に出資し、事業予定者から本事業に関する業務を直接受託、又は請け負う法人を個別に、又は総称していう。
- (5) 「協力企業」とは、落札者を構成する法人であって、事業予定者から本事業に関する業務を直接受託、又は請け負うが、事業予定者への出資は行わない法人を個別に、又は総称していう。
- (6) 「構成員等」とは、落札者を構成する構成員及び協力企業を個別に、又は総称している。
- (7) 「代表企業」とは、構成員のうち落札者を代表する企業である【 】をいう。
- (8) 「設計企業」とは、【 】をいう。
- (9) 「施工企業」とは、【 】をいう。
- (10) 「工事監理企業」とは、【 】をいう。
- (11) 「維持管理企業」とは、【 】をいう。
- (12) 「その他企業」とは、【 】をいう。
- (13) 「事業契約」とは、本事業の実施に関し、市と事業予定者との間で締結される契約をいう。
- (14) 「契約期間」とは、事業契約の締結（第7条第2項に基づく本契約としての効力発生をいう。以下同じ。）の日から令和24年3月末までの期間をいう。ただし、同日以前に事業契約が解除された場合又は事業契約上の規定に従って終了した場合には、事業契約の締結の日から事業契約が解除された日又は終了した日までの期間をいう。
- (15) 「提案書類」とは、本選定手続において、落札者が市に提出した提案書、市からの質問に対する回答書その他落札者が市に提出し受理された一切の書類をいう。
- (16) 「提示条件」とは、本選定手続において、市が提示した一切の条件をいう。
- (17) 「入札説明書等」とは、本選定手続に関し、市が令和7年4月11日に公表した入札説明書及び入札説明書と併せて公表した資料並びにこれらに係る質問に対する市の回答（いざれも公表後の変更を含む。）をいう。

(18) 「空調設備」とは、室内機、室外機及び配管その他本事業において整備される冷暖房設備に関する一切の設備のことをいう。

(趣旨)

第2条 本協定は、本選定手続により、本事業の実施に関する各業務を担う者として落札者が選定されたことを確認し、第5条の規定に基づき構成員が本事業を実施するために今後設立する事業予定者をして、第7条の規定に基づき市との間で事業契約を締結せしめ、その他本事業の円滑な実施に必要な基本的事項を定めることを目的とする。

(基本的合意)

第3条 市及び構成員等は、本選定手続により、本事業の実施に関する各業務を担う者として落札者が選定されたことを確認する。

2 構成員等は、提示条件を遵守のうえ本選定手続に参加したことを確認するとともに、提案書類に記載の内容を誠実に履行することを誓約する。

(市及び構成員等の義務)

第4条 市及び構成員等は、事業契約の締結に向けて、それぞれ誠実に対応する。

2 市及び構成員等は、本協定を遵守し、適法に履行する。

3 構成員等は、事業契約締結のための協議に当たっては、市の要望事項を尊重する。ただし、かかる要望事項が、入札説明書等から逸脱している場合を除く。

(事業予定者の設立)

第5条 構成員は、令和●年●月●日までに、入札説明書等、提案書類及び次の各号の定めに従い、本事業の遂行を目的とする事業予定者を設立する。

- (1) 事業予定者は、会社法（平成17年法律第86号）に定める株式会社とする。
- (2) 事業予定者の定款上の本店所在地は、大阪市内とする。
- (3) 事業予定者の資本金は、提案書類に示された金額以上とする。
- (4) 事業予定者の定款の目的には、本事業に関する事項のみを記載する。
- (5) 事業予定者の定款には、会社法第107条第2項第1号イに定める事項を定款に定めることにより、事業予定者の発行する全部の株式を同法第2条第17号の譲渡制限株式とし、新株予約権又は新株予約権付社債を発行する場合には、その発行する全ての新株予約権を同法第243条第2項第2号に定める譲渡制限新株予約権とする。なお、事業予定者の定款には、同法第107条第2項第1号ロに定める事項、同法第139条第1項ただし書に定める事項、同法第140条第5項ただし書に定める事項、同法第204条第2項ただし書に定める事項及び同法第243条第2項ただし書に定める事項についての定めを置いてはならない。
- (6) 事業予定者の定款には、会社法第108条第1項に定める事項についての定めを置いてはならず、かつ、同法第109条第2項に定める株主ごとに異なる取扱いを行う旨を定めてはならない。
- (7) 事業予定者における事業年度は、毎年4月1日を始期とし、翌年3月31日を終期とする。

る1年間とする。ただし、最初の事業年度の始期は事業予定者の設立日とする。

- (8) 事業予定者の定款には、会社法第326条第2項に定める取締役会及び監査役の設置に関する定めを置かなければならない。
- 2 構成員は、事業予定者を設立するにあたり、別紙1に代表企業及びその他の構成員の出資分として記載されている株数及び金額の出資をし、その他の株主に対し、その他の株主の出資分として記載されている株数及び金額の出資をさせる。
- 3 代表企業及びその他の構成員は、事業予定者の設立から契約期間の終了までの間、次の各号の事項を誓約し、その他の株主をして、次の各号の事項を誓約させなければならない。
- (1) 事業予定者における構成員の議決権保有割合の合計が（新株予約権を発行する場合は希薄化前及び希薄化後の双方において）50%を上回っていること。
- (2) 事業予定者における代表企業の議決権保有割合は、株主中単独で最大であること。
- (3) 構成員は、次条に規定する場合を除き、事業予定者の株式、新株予約権及び新株予約券付社債（以下「株式等」という。）について譲渡、担保権の設定その他一切の処分（以下「譲渡等」という。）をしないこと。
- 4 構成員は、事業予定者の設立後速やかに、事業予定者の発行済株式総数及び議決権総数並びに構成員ごとの持株数及び議決権数を市に報告するとともに、事業予定者の株主名簿の原本証明付きの写しを市に提出する。
- 5 構成員は、事業予定者の設立登記が完了したときは、事業予定者をして、その完了後速やかに、設立時取締役及び設立時監査役を市に通知させる。その後、取締役又は監査役の変更がなされた場合も同様とする。
- 6 構成員は、事業予定者の設立登記が完了したときは、事業予定者をして、その完了後速やかに、事業予定者の履歴事項全部証明書の原本及び定款の原本証明付きの写しを市に提出させる。また、その後、登記事項又は定款が変更された場合も同様とする。

（株式の譲渡等）

- 第6条 構成員は、契約期間が終了するまで事業予定者の株式を保有するものとし、その保有する事業予定者の株式について譲渡等を行う場合には、市の事前の書面による承諾を得なければならない。ただし、市は、譲渡により前条第3項第1号又は第2号が満たされなくなる場合は、原則として当該譲渡を承認しない。
- 2 構成員は、前項の規定により市の承諾を得て事業予定者の株式について譲渡等を行った場合には、当該譲渡等に関する契約の締結後速やかに、当該契約に係る契約書の原本証明付きの写しを市に提出しなければならない。
- 3 構成員は、第1項の規定により市の承諾を得て事業予定者の株式を譲渡しようとする場合には、当該譲渡の譲受人をして、誓約書（様式第1号）をあらかじめ市に提出せしめるものとする。

（事業契約）

- 第7条 市及び構成員等は、令和7年11月中旬を目処として、事業契約書（案）の形式及び内容にて、市と事業予定者間で事業契約の仮契約を締結できるよう最大限努力する。
- 2 前項の仮契約は、事業契約の締結に関する議案が大阪市会で議決されたときに本契約と

なり、その効力を生じる。なお、当該議案が大阪市会において否決されたときは、仮契約は無効とする。

- 3 市は、事業契約書（案）の文言に関し、構成員等から説明を求められた場合、入札説明書等において示された本事業の目的、理念に照らし、提示条件の範囲内において趣旨を明確化する。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、事業契約の本契約の締結までに、（i）いずれかの構成員が、入札説明書等において提示された参加資格の一部又は全部を喪失した場合、又は（ii）構成員等のいずれかが第10条第1項各号に該当した場合、市は、事業契約の仮契約又は本契約を締結しないこととし、又は仮契約を解除することができる。この場合において、市が仮契約又は本契約を締結しないこととし、又は仮契約を解除したことにより構成員等に生じた損害について、市は一切の責を負わない。ただし、（i）の場合において市がやむを得ないと認めたときは、代表企業を除く構成員の変更又は追加を認めたうえで、仮契約を締結することができる。
- 5 構成員は、仮契約の締結の際、構成員が引受けを行った株式の数量をもとに出資者保証書（様式第2号）を作成して市に提出し、またその他の株主をして作成させ市に提出させる。

（業務の委託、請負）

- 第8条 構成員等は、事業予定者をして、本事業に関し、空調設備の所有権の移転業務を自ら行わせるとともに、①設計にかかる業務を設計企業に、②施工にかかる業務を施工企業に、③工事監理にかかる業務を工事監理企業に、④維持管理にかかる業務を維持管理企業に、⑤その他の業務にかかる業務をその他企業に、それぞれ委託させ、又は請け負わせる。
- 2 構成員等は、事業予定者をして、事業契約の締結の日以降30日以内に、設計企業、施工企業、工事監理企業、維持管理企業及びその他企業との間で、各業務に関する業務委託契約又は請負契約を締結させ、当該業務委託契約又は請負契約締結後速やかに、これら契約に係る契約書の原本証明付き写しを市に提出させる。
- 3 設計企業、施工企業、工事監理企業、維持管理企業及びその他企業は、前項に定める期限までに事業予定者との間でかかる各業務に関する業務委託契約又は請負契約を締結し、かつ、当該業務委託契約又は請負契約の締結により受託し又は請け負った業務を誠実に行わなければならない。
- 4 設計企業、施工企業、工事監理企業、維持管理企業及びその他企業は、契約期間中、事業予定者との間で締結する各契約上の地位について、市及びすべての構成員の承諾がない限り、譲渡等を行ってはならない。

（各構成員等の連帯責任及び代表企業の責任）

- 第9条 代表企業は、事業予定者が市に対して負担する一切の債務について、事業予定者と連帯して負担する。
- 2 代表企業は、各構成員等を統括し、各構成員等をして、事業予定者に対し、本業務のうち前条第2項に基づき各構成員等が受託し又は請け負った業務につき、法令及び業務水準

に従って誠実に履行させる義務を負う。

- 3 代表企業以外の構成員等は、前条第3項に基づき各構成員等が受託し又は請け負った業務の範囲内で、事業予定者が市に対して負担する債務について、事業予定者と連帶して負担する。
- 4 設計企業が複数存在する場合、各設計企業は、自己以外の設計企業が前項に基づき市に対して負担するすべての債務について、それぞれ、当該自己以外の設計企業と連帶して保証する責任（履行保証責任を含む。）を負い、施工企業、工事監理企業、維持管理企業及びその他企業がそれぞれ複数存在する場合についても同様とする。
- 5 前4項の規定は、本協定又は事業契約において別途定める構成員等の連帶責任に関する規定の適用を排除するものではない。

（不当な取引制限等に係る損害賠償の予約）

第10条 構成員等は、次の各号のいずれかに該当するときは、市に対し連帶して、損害賠償金として、事業契約における契約金額（事業契約の締結前は提案書類に記載されたサービス対価の合計額）の100分の20に相当する額を、市の指定する期間内に納付しなければならない。事業契約が履行された場合において次の各号のいずれかに該当するときも、同様とする。

- (1) 構成員等が、本協定又は事業契約について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1号の規定に違反するとして、排除措置命令等（独占禁止法第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令（同法第7条の9第2項又は第20条の2から第20条の6までの規定による命令を除く。以下「納付命令」という。）をいう。以下同じ。）を受け、これらが確定したとき（確定した納付命令が同法第63条第2項に基づき取り消されたときを含む。以下同じ。）。
 - (2) 本協定又は事業契約について、確定した排除措置命令等（構成員等以外の者に対するものに限る。）において、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があつたとされたとき。
 - (3) 確定した排除措置命令等において、構成員等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があつたとされた期間及び当該行為の対象となった取引分野が示された場合（本協定又は事業契約が示された場合を除く。）に、本協定又は事業契約が、当該期間における入札又は見積書の微取によるものであり、かつ、当該取引分野に該当するとき。
 - (4) 構成員等又は構成員等の役員若しくは使用人が、本協定又は事業契約について、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定に該当することにより有罪判決を受け、当該判決が確定したとき。
- 2 前項の場合において、構成員等が本協定又は事業契約について行った独占禁止法第3条若しくは第8条第1号の規定に違反する行為又は構成員等若しくは構成員等の役員若しくは使用人が本協定又は事業契約について行った刑法第96条の6に規定する行為により市が受けた損害額から前項の規定に基づき納付される額を控除して残余の額があるときは、市は、当該残余の額についてさらに損害賠償を請求する。

3 第1項の規定により構成員等が損害賠償金を納付する場合においては、当該損害賠償金のうち、事業契約に係る支払済みの代金の契約金額に対する割合に相当する部分について、当該代金の支払の日から、支払の日における民法（明治29年法律第89号）第404条第2項から第5項までの規定による法定利率の割合による利息を付さなければならない。

（市の解除権）

第11条 市は、いずれかの構成員又は協力企業が次の各号のいずれかに該当するときは、本協定を解除し、又は事業契約を締結しないこととし、若しくは解除することができる。

- (1) 構成員等又は構成員等の役員若しくは使用人が、大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号）第2条第2号の暴力団員又は同条第3号の暴力団密接関係者に該当すると認められるとき。
- (2) 構成員等の大阪市暴力団排除条例第7条の下請負人等が、同条例第2条第2号の暴力団員又は同条第3号の暴力団密接関係者に該当すると認められた場合において、同条例第8条第1項第7号に基づき、市が構成員等に対して、当該下請負人等との契約の解除を求めたものの、構成員等が当該求めを拒否したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、本協定に違反した場合において、当該違反により本協定の目的を達することができないと認められるとき。

（違約金）

第12条 前条各号の規定により、市が本協定を解除し、又は事業契約を締結しないこととし、若しくは解除した場合には、構成員等は連帯して、前条各号の規定に該当する事実の発覚が空調設備の引渡し完了前の場合は、事業契約で定める設計・施工等のサービス対価（消費税等の税率は本協定成立時の税率とする。）の100分の20に相当する金額を、当該事実の発覚がすべての空調設備の引渡し完了後の場合は、発覚した事業年度の維持管理のサービス対価（消費税等の税率は発覚時の税率とする。）の合計額の100分の20に相当する額を、違約金として、市が指定する期限までに市に支払わなければならない。なお、事業予定者が、市に対し、同一事由について事業契約に基づく違約金の支払いを行った場合には、構成員等は、事業予定者が支払った金額の範囲において、本項の支払い義務を免れるものとする。

- 2 前条に規定するもののほか、構成員等の責めに帰すべき事由により事業契約の締結に至らなかった場合には、市の請求に基づき、構成員等は連帯して、事業契約で定める設計・施工等のサービス対価（消費税等の税率は本協定成立時の税率とする。）の100分の5に相当する金額を、違約金として、市が指定する期限までに市に支払わなければならない。
- 3 市は、第1項又は前項に規定する場合において、本事業に係る契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供を受けているときは、当該契約保証金又は担保をもって、同項の違約金に充当することができる。
- 4 構成員等が第1項又は第2項の違約金を市が指定する期限までに支払わないときは、構成員等は連帯して、当該期限を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、未払い額につき、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に基づき財務大臣が定める率を乗じて計算した額（1年を365日として日割り計算）を遅延

損害金として付加して市に支払わなければならない。

- 5 第1項及び第2項の違約金は、損害賠償の額の予定又はその一部と解釈しないものとする。
- 6 構成員等は、前条各号の規定により、市が本協定を解除し、又は事業契約を締結しないこととし、若しくは解除したことに起因して損害を受けることがあっても、その損害の賠償を市に請求することができない。

(準備行為)

- 第13条 構成員等は、事業予定者の設立の前後を問わず、また、事業契約の締結の前であっても、自己の費用と責任において、本事業の実施に関して必要な準備行為をなすことができるものとし、市は、必要かつ可能な範囲で構成員等に協力するものとする。
- 2 構成員等は、前項に定める準備行為の結果（設計に関する打ち合わせの結果を含む。）を、事業予定者の設立後速やかに、事業予定者に引き継ぐ。

(事業契約の不成立)

- 第14条 市及び構成員等のいずれの責めにも帰すべからざる事由により市と事業予定者が事業契約の締結に至らなかったときは、既に市と構成員等が本事業の準備に関して支出した費用は、各自が負担するものとし、第10条及び第12条に規定する金額その他本協定に基づく金銭を市が請求する場合を除き、相互に債権債務関係の生じないことを確認する。
- 2 事業契約の締結に至らなかったときは、構成員等は、公表済みの書類を除き、本事業に関して市から交付を受けた書類及びその複写物をすべて返却するとともに、当該交付を受けた書類を基に作成した資料、文書、図面、電子的記録及びその複写物をすべて破棄しなければならない。この場合において、落札者は、返却又は廃棄した資料等の一覧表を市に提出するものとする。

(秘密保持)

- 第15条 市と構成員等は、相手方の事前の書面による承諾を得た場合を除き、互いに本事業に関して知り得た相手方の秘密を第三者に開示し、また、本協定及び事業契約の履行以外の目的に使用してはならないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

- (1) 公知である場合
- (2) 本協定締結後、開示請求権限を有する第三者から適法に開示請求を受けた場合
- (3) 被開示者が独自に開発した情報として文書の記録で証することができる場合
- (4) 裁判所により開示が命ぜられた場合
- (5) 市が大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号）による公開請求に基づき開示する場合
- (6) 当事者の弁護士その他本事業にかかるアドバイザー、出資者に守秘義務を課して開示する場合
- (7) 構成員等が本事業の遂行にかかる資金調達に関して契約上守秘義務を負う金融機関と協議を行う場合

(8) その他法令に基づき開示する場合

- 2 市が、前項第5号の規定に基づき、請求を受けた場合で、市において当該請求の内容が、大阪市情報公開条例第7条の非公開情報にあたると思慮するときは、必要に応じて市は構成員等に対して、その旨を通知することができ、この場合において構成員等は市に対して非公開とされるべき法律上及び事実上の理由を書面で具体的に市に示し、市に協議を求めることができるものとする。
- 3 構成員等は、本事業の業務を遂行するに際して知り得た個人情報（市が貸与するデータ及び帳票資料等に記載された個人に関する情報並びに当該情報から落札者が作成した個人に関する情報をいう。以下本条において同じ。）を、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他個人情報に関する法律並びに市が定める規則等を遵守して取扱う責務を負い、その秘密保持に厳重な注意を払うものとする。
- 4 前項に定めるほか、構成員等は、本事業に関する個人情報の保護に関する事項につき、市の指示に従うものとする。
- 5 構成員等は、構成員等の役員、従業員、代理人若しくはコンサルタント又は本事業に関連して落札者に資金を提供している金融機関又は本事業の各業務を落札者から受託し若しくは請け負った第三者（落札者から直接受託又は請け負った者に限らない。）に対し、第1項、第3項及び前項の守秘義務を遵守させるものとし、そのための適切な措置を講じるものとする。
- 6 本条に定める構成員等の義務は、本協定終了後も存続する。また、落札者の役員、従業員、代理人若しくはコンサルタント又は本事業に関連して落札者に資金を提供している金融機関又は本事業の各業務を落札者から受託し又は請け負った第三者（落札者から直接受託又は請け負った者に限られない。）がその地位を失った場合であっても、落札者は、これらの者に守秘義務を遵守させる義務を免れない。

(本協定の変更)

第16条 本協定は、当事者全員の書面での合意がなければ、変更することができない。

(協定の有効期間)

- 第17条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から契約期間の終了日までとする。ただし、事業契約の締結に至らなかった場合は、事業契約の締結に至る可能性がないと市が判断して代表企業に通知した日までとする。
- 2 本協定の有効期間の終了にかかわらず、第10条、第11条、第12条、第14条、第15条及び第19条の規定の効力は存続するものとする。

(協議)

第18条 本協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、必要に応じて市と構成員等が協議して定めるものとする。

(準拠法及び裁判管轄)

第19条 本協定は日本国の法令に従い解釈され、本協定に関する一切の裁判の第一審の専属

的合意管轄裁判所は大阪地方裁判所とする。

(以下余白)

以上を証するため、本協定書を●通作成し、市及び各構成員等は、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和●年●月●日

市 所在地 大阪府大阪市北区中之島1丁目3番20号

大阪市教育委員会教育長

(印)

代表企業 所在地
商 号
代表者

(印)

構 成 員 所在地
商 号
代表者

(印)

構 成 員 所在地
商 号
代表者

(印)

協力企業 所在地
商 号
代表者

(印)

協力企業 所在地
商 号
代表者

(印)

別紙1 出資予定表

株主名	参加区分	引受株式数	出資引受額
●	代表企業	普通株式●株	●円
●	構成員	普通株式●株	●円
●	構成員	普通株式●株	●円
●	その他の株主	普通株式●株	●円
合計		普通株式●株	●円

大阪市長様

誓約書

大阪市（以下「市」という。）と【 】、【 】、【 】及び【 】との間で、令和●年●月●日付けで締結された大阪市立小学校体育館空調設備整備事業（以下「本事業」という。）に係る基本協定（以下「本協定」という。）並びに大阪市と【 】（以下「ＳＰＣ」という。）との間で、令和●年●月●日付けで締結された本事業に係る事業契約（以下「本事業契約」という。）に関して、当社は、市に対して下記の事項を誓約し、かつ、表明及び保証いたします。

なお、特に明示の無い限り、本誓約書において用いる用語の意義は、本協定で定めるとおりとします。

記

- 1 当社は、本日現在、ＳＰＣの普通株式●株を保有していること。
- 2 当社は、本協定及び本事業契約の内容をすべて了解していること。
- 3 当社に対して株式譲渡を希望するＳＰＣの株主が本協定に基づき負担する義務のすべてを当社が承継すること。
- 4 当社は、本事業契約の終了までの間、本協定第6条第1項に基づき、市の事前の書面による承諾を得た場合を除き、ＳＰＣの株式の譲渡等一切の処分を行わないこと。
- 5 当社が、市の事前の書面による事前の承諾を得て事業者の株式を譲渡する場合、当社は、本協定第6条第3項に従い、譲渡等の相手方をして、予め本誓約書の様式と同内容の誓約書を市に提出させること。

以上

所在地：

商号：

代表者：

印

大阪市長様

出資者保証書

令和●年●月●日付けで、市と【 】、【 】及び【 】（以下「当社ら」という。）との間で締結した大阪市立小学校体育館空調設備整備事業に関する基本協定に基づき、当社らは、市に対して下記の事項を連帶して誓約し、かつ、表明及び保証いたします。

なお、特に明示のない限り、本出資者保証書において用いる用語の意義は、基本協定書に定めるとおりとします。

記

- 1 令和●年●月●日に、【 】（以下「事業者」という。）が、会社法上の株式会社として適法に設立され、かつ、本日現在、有効に存在すること。
- 2 事業者の発行済株式の総数は、本日現在、●株であること。その内訳として、●株は【 】が、●株は【 】が、●株は【 】が、●株は【 】が、それぞれ保有していること。
- 3 当社らが保有する事業者の株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分（以下「譲渡等」という。）を行う場合は、事前に、その旨を市に書面で通知し、市の書面による承諾を得ること。
- 4 当社らが前項の規定により、市の承諾を得て保有する事業者の株式について譲渡等を行った場合には、当該譲渡等に関する契約の締結後速やかに、当該契約に係る契約書の原本証明付きの写しを市に提出すること。この場合において、当該譲渡等後の出資比率や議決権の保有割合等について、基本協定書に定める内容を遵守すること。
- 5 当社らが第3項の規定により、市の承諾を得て保有する事業者の株式を譲渡しようとする場合には、あらかじめ、当該譲渡の譲受人をして、基本協定書第6条第3項に基づく誓約書（以下「本件誓約書」という。）を市に提出せしめること。

代表企業　　所在地

商号又は名称

代表者

(印)

構成員　　所在地

商号又は名称

代表者

(印)